

2017年11月通常会議 意見書案に対する討論

2017 年 12 月 22 日

杉浦 智子

私はただいま提案されております

[意見書案第 30 号](#) 道路の整備促進に係る財源の維持・拡充を求める意見書

[意見書案第 38 号](#) 実効性ある地球温暖化対策の推進を求める意見書

に対する反対討論、

並びに、

[意見書案第 33 号](#) 防衛費を削減し、社会保障費の拡充を求める意見書

[意見書案第 35 号](#) 市民負担を増やさない国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方の検討を求める意見書

[意見書案第 36 号](#) 実効性ある温暖化対策を求める意見書

に対する賛成討論を行います。

まず、意見書案第 30 号についてです。

本意見書にあるとおり、道路は市民生活をはじめ経済・社会活動を支え、災害時にはライフラインとして機能する市民生活には欠かせない社会基盤であります。とりわけ大津市は、主要な幹線道路が集中する交通の要衝と言われており、通過交通は年々増加し、市内の主要道路の交通渋滞も慢性化するなど市内の幹線道路整備の必要性は認識しているところです。

本意見書では、来年度予算において道路関係予算の確保や、「道路整備に係る国庫補助」の補助率などの拡充、さらには道路財特法いわゆる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」によって地域高規格道路や交付金事業の補助率を嵩上げし整備を促しているものを、10 年間の期限が切れることから継続することを求めています。

これまでも市内の幹線道路が、これら補助金を活用して整備されてきたことは承知しています。しかし国の制度での嵩上げを求めていますので、大津市だけではなく、国の道路整備事業全体に関わってくるものです。

全国でこの補助金を使って不要不急の事業が行われていないか、高規格道路と生活道路の整備のバランスはとられているのか、新設と補修のバランスはどうかなど、税金を投入するものであり、見定めるべきことが多くあると考えるものです。人口減少や厳しい財政状況、大規模災害、社会資本の老朽化が進行する時代にあって、大規模開発事業は中止・抑制し、防災・老朽化対策など維持管理・更新事業へと予算の使い方を切り替える必要があります。

そもそもこの道路財特法は、2008 年から 10 年間、ガソリン税など道路特定財源を維持する特例に基づいており、無駄な公共事業への批判が強まる中で、見直しが問題となったものです。批判を受け一般財源化することになったものの補助率を明記し、その上嵩上げをしたため、特定財源性が残されたままとなりました。

先にも述べましたが、この補助金を使った道路建設が全て無駄な事業とは言えませんが、全国で補助金があるがための道路工事、「補助金は有り難い」「5%の嵩上げはなおさらだ」と、自治体の出費も膨らみ起債も増えることになっています。特定財源が導入された当初は、国道や都道府県道でもまだまだ舗装されていないところも多く、一定根拠があったのは事実です。そして入ってくる税

金を道路建設に投入し続けてきた反省から、一般財源化の議論が巻き起こったのです。全国的にみれば無駄な道路事業は少なからずあります。嵩上げの延長がそれを助長するものとして使われることは問題です。

特定財源から一般財源化へ、という考えのもと、地域特性からの要望に応える道路整備、自治体が独自性を持って取り組めるような一般財源化を求め、市民のいのち・安全を守るための身近な防災・減災対策を含む生活道路・通学路の整備を優先することが必要と指摘をし、本意見書案に反対します。

次に、意見書案第 38 号と意見書案第 36 号は関連しますので一括して討論します。

地球温暖化対策の新しい国際的枠組み「パリ協定」の発効から 1 年が経ち、先頃ドイツのボンで国連気候変動枠組み条約第 23 回締結国会議（COP23）が開催され、2020 年に開始する同協定の実効性を高めるためのルールづくりの促進や、各国の温室効果ガスの削減目標を引き上げるしくみなどについて合意されました。世界各地で気候変動による被害が相次ぐもとの、温暖化の進行を抑えるために参加国が役割を果たすことが求められます。

パリ協定は 2020 年以降の温暖化対策の国際条約で、平均気温の上昇を工業化前（1850 年）に比べて、2 度より十分に低く抑え、1.5 度に抑えることを目指す目標を掲げました。今世紀後半の早い段階で、温室効果ガスの排出量を「実質ゼロ」にする——森林や海などの吸収分を上回る温室効果ガスを排出しない——ことを決めるなど「歴史的合意」と評価されています。

「先進国」だけでなく「途上国」を含む全ての国が削減目標を持って取り組む合意をしたことも、パリ協定の特徴であり、批准国は約 170 か国にのぼります。過去の工業化で温室効果ガスを排出し続けてきた日本などの先進国が、歴史的責任を踏まえ指導性を発揮して、全ての国が取り組みを強化できるようにすることは重要です。今年 7 月、イギリスとフランスは、脱化石燃料時代に踏み出す取り組みとして、2040 年を目途にガソリン・ディーゼル車の販売禁止を打ち出しています。

一方、わが国の温室効果ガスの削減目標は、2030 年までに「2013 年度比で 26%削減」ですが、これを国際的な基準である 1990 年比に直しますと、わずか 18%削減に過ぎません。長期目標として、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとも言っていますが、政府の 2030 年削減目標のスピードでは到底達成できません。2030 年までに、1990 年比で少なくとも 40～50%削減すべきです。

再生可能エネルギーの普及の現状は、発電量の 14%にとどまっており、その開発・利用計画を策定し、目標を明らかにして取り組む必要があります。

また、大型風力発電やエコキュートなどから発生した低周波による健康被害などもあり、本格的な対応のために調査も行うべきです。太陽光発電についても、本市を含むいくつかの自治体で、設備を建築物として一定規制する条例を運用し始めていますが、国で法的な位置づけを明らかにし、環境基準を定めて環境アセスメントの強化を図る必要があります。

意見書案 38 号でも、取り組みを加速しなければならないとしています。国民に取り組みを求める前に、国が具体的な取り組みを積極的に主導すべきです。

そして COP23 開催中には、カナダとイギリスが主導し、「脱石炭に向けたグローバル連盟」が発足したことが注目されています。フランスやイタリア、北欧諸国に加え、米ワシントン州を含む 25 の国や州なども参加し、石炭からの段階的な撤退、クリーンエネルギーの推進などを目指すというものです。この流れに逆行しているのが日本政府です。日本は、環境 NGO が温暖化対策に消極的な国

に与える「化石賞」に再度選ばれるなど、国際的にも批判を浴びています。

温暖化対策として課題の解決を図らなければならないというのなら、まず日本政府が国内外で推進している石炭火力発電の建設計画と輸出計画を見直し、中止を検討すべきです。

こうした取り組みを強く求めている意見書案 36 号に賛成し、意見書案第 38 号には反対をします。

次に意見書案第 33 号についてです。

財務省の財政制度等審議会が、2018 年度の政府予算編成についての建議をまとめ、麻生財務相に提出した内容を見てみますと、「財政健全化」のためとして、医療、介護など社会保障費の削減・抑制を中心項目に据えています。医療、介護、障害者福祉、子育て、生活保護、年金など各分野で「適正化」「効率化」の名で予算削減を迫っており、人口構成の高齢化などで避けられない「自然増」を無理矢理カットするなど、道理のない国民負担を押しつけるものとなっています。安倍政権下で、国内総生産（GDP）に占める社会保障支出は、2013 年から 3 年連続で減少しています。

一方、安倍内閣は北朝鮮の弾道ミサイル対処のためとして、陸上配備型迎撃システム「イージス・アショア」2 基の導入を閣議決定しました。取得費は 2 基で 2,000 億円近くにのぼります。2004 年度から整備が始まった「ミサイル防衛」の予算は、2018 年度予算案も含め累計で 2 兆円に迫る勢いです。さらに「ミサイル防衛」には限界があることを認め、これを口実にして敵基地攻撃能力保有の動きを強めています。防衛省は 2018 年度予算案に、敵基地攻撃が可能な巡航ミサイルの導入費を要求するなど、兆単位の軍事費増を狙っています。

よって、際限のない軍拡につながる極めて危険な道に突き進むのではなく、北朝鮮問題の平和的解決を目指すことと、国民の生活を安定させる政治にするためにも、軍事費よりも社会保障費の拡充が必要と考えるもので、本意見書案に賛成します。

次に意見書案第 35 号についてです。

来年 2018 年度から国民健康保険の運営に都道府県が加わり、都道府県が財政運営の主体となります。これにより運営に関わるお金の流れが変わります。

滋賀県は、今年 8 月 31 日に策定した国保運営方針において「市町ごとの医療費水準の格差を納付金算定に反映しない」として、保険料水準の県内統一化を目指す方針を明らかにしています。

さらには「保険料の負担緩和を図るための繰り入れについて、各市町において 2023 年までの段階的解消を目指す」としています。本会議でも議論いただきましたが、先般、滋賀県は県内各市町の保険料の試算を示しました。大津市は、2016 年度比で 4%を超える負担増となるとしています。今でも多くの市民が重い保険料の負担に苦しんでいるのに、これ以上の引き上げは受診抑制や治療の中断を引き起こしかねず、市民の健康やいのちを脅かし、暮らしを壊してしまいます。

国民健康保険は、社会保障制度の根幹です。来年度からの保険料の統一化を実施するのは全国でも 4 府県だけです。保険料算定については、市町の実情に合わせ、市町が判断することを認めるべきであり、財政的責任の主体となる滋賀県が、保健事業や保険料の減免実施についても財政措置を講じることが重要です。

県は国とともに、社会保障としての国民健康保険であることを強く認識して、必要な財政措置で市民負担を増やさず、安定的な運営を行うよう努めるべきです。よって本意見書案に賛成するものです。

以上、議員各位のご賛同をお願いして討論を終わります。